

平成28年

第1回市議会定例会 議案第46号

函館市特別会計条例の一部改正について

函館市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特別会計条例の一部を改正する条例

函館市特別会計条例（昭和39年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「風力発電事業および」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条第7号に規定する函館市発電事業特別会計に係る平成27年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

風力発電事業の廃止に伴い、函館市発電事業特別会計の設置の目的を変更するため